

JIS

メタノール

JIS K 1501 : 2005

(MFA/JSA)

平成 17 年 4 月 20 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準部会 一般化学技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	川 瀬 晃	エスアイアイ・ナノテクノロジー株式会社
(委員)	江 村 智 之	日本プラスチック工業連盟
	齋 藤 壽	株式会社島津製作所
	嶋 田 圭 吾	米山化学薬品工業株式会社
	角 田 欣 一	群馬大学
	中 村 進	独立行政法人産業技術総合研究所
	中 村 洋	東京理科大学
	西 川 輝 彦	石油連盟
	西 本 右 子	神奈川大学
	林 田 昭 司	社団法人日本化学工業協会
	松 本 保 輔	財団法人化学物質評価機構

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：昭和 25.6.13 改正：平成 17.4.20

官 報 公 示：平成 17.4.20

原 案 作 成 者：メタノール・ホルマリン協会

(〒104-0033 東京都中央区新川 1-4-1 住友六甲ビル TEL 03-3297-7077)

財団法人日本規格協会

(〒107-8440 東京都港区赤坂 4-1-24 TEL 03-5770-1573)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準部会 (部会長 二瓶 好正)

審議専門委員会：一般化学技術専門委員会 (委員長 川瀬 晃)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 基準認証ユニット産業基盤標準化推進室 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1 丁目 3-1) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

まえがき

この規格は、工業標準化法第 14 条によって準用する第 12 条第 1 項の規定に基づき、メタノール・ホルマリン協会(MFA)／財団法人日本規格協会(JSA)から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。

これによって、**JIS K 1501:1993** は改正され、この規格に置き換えられる。

この規格の一部が、技術的性質をもつ特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権、又は出願公開後の実用新案登録出願に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような技術的性質をもつ特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権、又は出願公開後の実用新案登録出願にかかわる確認について、責任はもたない。

今回の改正では、対応していた国際規格 **ISO 1387** が廃止されたため、**JIS Z 8203** などの規定に従って、品質についての比重の規定を主として密度へ変更するなどの改正を行った。

目 次

	ページ
序文.....	1
1. 適用範囲.....	1
2. 引用規格.....	1
3. 品質.....	1
4. 試験方法.....	2
4.1 一般事項.....	2
4.2 試料の採取方法.....	2
4.3 密度及び比重の試験方法.....	4
4.4 メタノール純度試験方法.....	5
4.5 遊離酸の試験方法.....	7
4.6 蒸発残分の試験方法.....	7
4.7 ヨードホルム生成物質の試験方法.....	8
4.8 水溶状の試験方法.....	10
4.9 硫酸着色物質の試験方法.....	10
4.10 過マンガン酸カリウム還元性物質の試験方法.....	10
4.11 水分の試験方法.....	10
5. 試験の結果.....	12
6. 検査.....	12
7. 試験結果の記録.....	12
8. 表示.....	12
9. 安全衛生上の注意事項.....	12
解 説.....	13

メタノール

Methanol

序文 この規格は、対応していた国際規格 ISO 1387, Methanol for industrial use—Methods of test が 2002 年に廃止されたため、従来の JIS K 1501 を JIS Z 8203 [国際単位系 (SI) 及びその使い方] などの規定に従って、品質についての比重の規定を主として密度へ変更するなど、改正した日本工業規格である。

1. 適用範囲 この規格は、工業用のメタノールについて規定する。

備考 現在、通常の国内外の取引では、主に比重が使用されている。また、JIS K 0061 の 7.1 (浮ひょう法) において、比重浮ひょうによる比重測定が密度測定と同様に規定されている。このため、JIS Z 8203 においては、密度への統一を規定しているが、この規格では比重を () 付きで表記し、密度と同様に比重を使用した。

2. 引用規格 次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版 (追補を含む。) を適用する。

JIS K 0050 化学分析方法通則
JIS K 0061 化学製品の密度及び比重測定方法
JIS K 0068 化学製品の水分測定方法
JIS K 0114 ガスクロマトグラフ分析通則
JIS K 8001 試薬試験方法通則
JIS K 8180 塩酸 (試薬)
JIS K 8247 過マンガン酸カリウム (試薬)
JIS K 8514 臭化ナトリウム (試薬)
JIS K 8540 (+)-酒石酸ナトリウム二水和物 (試薬)
JIS K 8876 マグネシウム粉末 (試薬)
JIS K 8891 メタノール (試薬)
JIS K 8920 よう素 (試薬)
JIS K 8951 硫酸 (試薬)
JIS Z 8203 国際単位系 (SI) 及びその使い方
JIS Z 8401 数値の丸め方

3. 品質 メタノールは無色透明の液体で、異臭のないものであり、その品質は、4.によって試験したとき、表 1 のとおりとする。